

2015 年度成蹊大学法科大学院入学試験問題 民事訴訟法

【問題 1】（配点：20 点）

民事訴訟において、当事者の主張した主要事実で証明する必要のないものにはどのようなものがあるか、例を挙げて説明し、それぞれのものがなぜ証明する必要がないとされているのかについても説明しなさい。

【問題 2】（配点：30 点）

次の設例について、下の 2 つの設問に答えなさい（各設問は独立のものとして答えなさい）。

〔設例〕

X が作成した、X から Y に対する貸金 200 万円の返還請求の訴状には、請求の原因として、「X は、平成 26 年 3 月 3 日、Y に対し、返済期日を同年 6 月 30 日との約定で、200 万円を貸し渡した。約定の返済期日が到来した。」との記載がある。

訴状に対して、Y が作成した答弁書には、X の請求を棄却するとの答弁と、「請求の原因として記載された事実は認める。200 万円は息子の大学医学部入学の納付金に充てるため借り入れたが、息子が納付金全額をまかなえる給付奨学金を得たので、返済期日前の平成 26 年 3 月 26 日に、X に 200 万円を弁済した。」との記載がある。

答弁書に対して、X が作成した第 1 準備書面には、「平成 26 年 3 月 26 日に、Y から 200 万円を受領したが、それは、平成 26 年 2 月 3 日に、返済期日を同年 6 月 30 日との約定で、Y に貸した 200 万円に対する弁済である。Y は、繰り上げ弁済の理由として、息子の教育資金として借りたが息子は成績優秀で納付金全額をまかなえる給付奨学金を得たと自慢していた。本件訴訟で請求しているのは、別口の貸金で、商売の運転資金と聞いている。」との記載がある。

〔設問〕

(1) X が訴状を裁判所に提出して訴えを提起し、裁判所から Y に対し、訴状の副本が送達された。Y が、答弁書を裁判所へ提出し、X へも送付したのに対し、X は、第 1 回口頭弁論期日の前日に、第 1 準備書面を裁判所に提出するとともに Y に送付した。

第 1 回口頭弁論期日には、X も Y も出頭し、X は、訴状及び第 1 準備書面のとおりに陳述したが、Y は答弁書のとおり陳述せず、口頭で、「X の請求の棄却を求める。請求原因は否認する。」と陳述した。これに対し、X は、「Y の自白の撤回には異議がある。」と陳述した。

あなたが Y であったとして、X の、「Y の自白の撤回には異議がある。」との陳述に対してどう反論するか。結論とその理由を簡潔に書きなさい。

(2) Xが訴状を裁判所に提出して訴えを提起し、裁判所からYに対し、訴状の副本が送達された。Yが、答弁書を裁判所へ提出し、Xへも送付した。

第1回口頭弁論期日には、XもYも出頭し、Xは、訴状のとおり陳述し、Yは答弁書のとおり陳述し、弁論期日は続行となった。Xは第2回口頭弁論期日の前日に第1準備書面を裁判所に提出するとともに、Yに送付した。

第2回口頭弁論期日にはXもYも出頭し、Xが第1準備書面のとおり陳述したのに対し、Yは口頭で、「確かに息子の教育資金を借りたのは3月3日でなく2月3日だった。3月3日には資金を借りたことはないから請求原因は否認する。」と陳述した。これに対し、Xは、「Yの自白の撤回には異議がある。」と陳述した。

このような場合、Yは、どのような主張立証をすれば、自白の撤回を認められるか。結論とその理由を簡潔に書きなさい。